

35 U.S.C. 371 による提出に関わる 米国指定/選出局(DO/EO/US)への送達状		代理人整理番号
		米国出願番号(既知の場合、37 CFR 1.5 参照)
国際出願番号	国際提出日	優先権主張日
発明の名称		
DO/EO/US に対する出願人		
出願人が本状とともに米国指定/選出局(DO/EO/US)へ提出する品目その他情報は次のとおりです。		
<ol style="list-style-type: none">これは 35 U.S.C. 371 のもとでの提出に関わる最初の品目提出である。これは 35 U.S.C. 371 のもとでの提出に関わる2 回目以降の品目提出である。これは国内審査手続き(35 U.S.C. 371(f))の開始を求める至急要請である(下記品目(5)、(6)、(9)、及び(21)を提出物に含めなければなりません)。US 選出(第 31 条)。提出国際出願のコピー(35 U.S.C. 371(c)(2))。<ol style="list-style-type: none">本状に添付(国際事務局による伝達がない場合に限り必要)。国際事務局により伝達済み。米国受理局(RO/US)にて提出済みにつき、不要。提出国際出願の英語翻訳(35 U.S.C. 371(c)(2))。<ol style="list-style-type: none">本状に添付。35 U.S.C. 154(d)(4)により提出済み。PCT 第 19 条による国際出願のクレームに対する補正(35 U.S.C. 371(c)(3))。<ol style="list-style-type: none">本状に添付(国際事務局による伝達がない場合に限り必要)。国際事務局により伝達済み。未補正、ただし補正を行う期限は過ぎていない。未補正、且つ今後も補正しない。PCT 第 19 条によるクレームに対する補正の英語翻訳(35 U.S.C. 371(c)(3))。発明者の誓約又は宣言(35 U.S.C. 371(c)(4))。PCT 第 36 条による国際予備審査報告書の附属書の英語翻訳(35 U.S.C. 371(c)(5))。		
以下、提出文書/情報に関する品目 11 乃至 20:		
<ol style="list-style-type: none">37 CFR 1.97 及び 1.98 による情報開示声明。記録用譲渡文書。37 CFR 3.28 及び 3.31 に準拠する表紙を提出。予備補正。37 CFR 1.76 による出願データシート。全文訂正明細書。委任状及び/又は住所変更状。PCT 規則 13ter.3 及び 37 CFR 1.821-1.825 によるコンピュータ可読形式の配列リスト。35 U.S.C. 154(d)(4)による公開済み国際出願の第 2 コピー。35 U.S.C. 154(d)(4)による国際出願の英語翻訳の第 2 コピー。		

この情報収集は 37 CFR 1.414 及び 1.491-1.492 により義務付けられており、出願する公衆(ならびにこれを処理する米特許商標局)の便宜を確保するためにあたって必要な情報です。機密保持は 35 U.S.C. 122 と 37 CFR 1.11 及び 1.14 によって規制されます。情報収集、準備、米特許商標局への完成書式提出を含む収集には推定 15 分かかります。時間は個々のケースに応じて異なります。本書式の完成に要する時間についての意見やこの省力化に関する提案は、最高情報責任者(Chief Information Officer, U.S. Patent and Trademark Office, U.S. Department of Commerce, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450)へ送付してください。料金や完成書式はこの住所に送付せず、**メールストップ PCT(Mail Stop PCT, Commissioner for Patents, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450)へ送付してください。**

1995 年の文書業務削減法により、有効 OMB 管理番号の表示がない収集情報に応じる必要はありません。

米国出願番号(既知の場合、37 CFR 1.5 参照)		国際出願番号		代理人整理番号	
20. その他の品目/情報:					
提出済み料金				計算 特許商標局使用欄	
21. 基本国内料金(37 CFR 1.492(a))				\$	
22. 審査料金(37 CFR 1.492(c)) 全てのクレームで PCT 第 33(1)-(4)条の規定が満たされていることが ISA/US 作成の 意見書か IPEA/US 作成の国際予備審査報告書により表明される場合				\$	
その他の場合				\$	
23. 調査料金(37 CFR 1.492(b)) 全てのクレームで PCT 第 33(1)-(4)条の規定が満たされていることが ISA/US の意見書か IPEA/US 作成の国際予備審査報告書により表明される場合				\$	
国際調査機関(ISA)としての米特許商標局(USPTO)に対する国際出願で調査料金 (37 CFR 1.445(a)(2))は支払済み				\$	
US 以外の ISA により国際調査報告書が作成され当局へ提出、又は IB により US へ 伝達済み				\$	
その他の場合				\$	
21、22、及び 23 の合計 =					
ペーパー提出される 100 枚超の明細書・図面の追加料金(37 CFR 1.821(c)又は(e)に準拠する 電子媒体による配列リスト、又は電子媒体によるコンピュータプログラムリストは除く)。(37 CFR 1.492(i)) 料金は追加 50 枚(又はこれの端数)につき \$270 。					
合計枚数	超過枚数	50 枚単位の追加数又は端数 (整数に切り上げ)		レート	
- 100 =	/50 =			× \$270	\$
調査料金、審査料金、国内段階開始日以降の誓約/宣言にかかる追徴金 \$130.00 (37 CFR 1.492(h))。				\$	
クレーム	提出数	超過数	レート	\$	
合計クレーム数	- 20 =		× \$52	\$	
独立クレーム数	- 3 =		× \$220	\$	
複数の従属クレーム(該当する場合)			+ \$390	\$	
上記計算合計 =				\$	
出願人は小規模団体地位を申し立てる。37 CFR 1.27 参照。上記料金は 1/2 減額されます。					
小計 =				\$	
最初の優先権主張日から 30 ヶ月が過ぎて提供される英語翻訳の手数料 \$130.00 (37 CFR 1.492(i))。 +					
合計国内料金 =				\$	
同封譲渡証書の記録にかかる料金(37 CFR 1.21(h))。譲渡証書にはしかるべき表紙を添付しなければ なりません(37 CFR 3.28、3.31)。1 件当たり \$40.00 +					
同封合計料金 =				\$	
				払戻し金額:	\$
				請求金額:	\$

- a. 上記料金をカバーする\$ _____ の小切手を同封します。
- b. 上記料金をカバーする\$ _____ を当方の預金口座番号 _____ に請求してください。
- c. 預金口座番号 _____ に、追加料金が発生する場合の金額を請求することを、あるいは過払い金が発生する場合の金額を入金することを、局長に許可
- d. クレジットカードに料金を請求してください。**警告:** 本書式の内容は公表される場合があります。**本書式にはクレジットカード情報を記入しないでください。**この PTO-2038 は必ず郵送かファックスで米特許商標局へ送付してください。ただし基本国内料金の支払にあたっては、PTO-2038 を米特許商標局へフ

助言: EFS ウェブによる提出の場合は、PTO-2038 書式を PDF として EFS ウェブ提出物に添付しないでください。PDF として添付すると貴殿のクレジットカードの情報を保護するため、料金は電子支払方法を用いてオンラインで支払うことをお勧めします。

注: 37 CFR 1.495 による時間制限に満たない場合に国際出願を係属状態に戻すには、回復請願(37 CFR 1.137(a)又は(b))を提出し、許可を得なければなりません。

通信宛先:

署名

氏名

登録番号